

市民委員を募集

市は、市民参加による市政を展開しています。また、男女平等参画を推進するため、審議会への女性の積極的な参画を求めています。



▼応募方法▶住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号、職業、課題文を書いて、直接、または郵送、ファクス、Eメールで各担当課へ

図書館協議会委員

市は、図書館運営に市民の皆さんの意見を反映し、サービス充実を図るため、図書館協議会を設置しています。この協議会に参加する市民委員を募集します。

▼対象▶4月30日現在、20歳以上で市内に引き続き3か月以上在住し、平日の会議に出席できる方▼任期▶7月1日から2年間(全8回程度の会議を予定)▼報酬▶1回1万800円▼募集人数▶2人(選考)▼締め切り▶5月13日(金)〔消印有効〕▼課題文▶「これからの図書館サービスに求めること」(1200字以内)

申図書館管理係(〒190-0001 2階) 曙町2-36-2 中央図書館4階) ☎(528)68000 Fax(528)68009 e toshokan@city.tachikawa.lg.jp

地域公共交通会議委員

市は、地域の实情に即した交通サービスの提供とよりよい交通体系の実現を図るため、関係行政機関の職員、学識経験者などと共に地域公共交通会議に参

加する市民委員を募集します。

▼対象▶5月20日現在、20歳以上で市内に引き続き3か月以上在住し、平日の会議に出席できる方▼任期▶7月～平成30年6月(全8回程度の会議を予定)▼謝礼▶記念品▼募集人数▶2人以内(選考)▼締め切り▶5月20日(金)〔必着〕▼課題文▶応募の動機(800字以内)▼申交通対策課(市役所2階77番窓口) 内線2279 Fax(521)3020 e koutsutaisaku@city.tachikawa.lg.jp

公の施設指定管理者候補者選定審査会委員

指定管理者制度とは、公共施設の管理運営に民間の能力を活用し、サービス向上と経費節減などを図るものです。応募団体(民間企業やNPOなど)の審査を行い、指定管理者候補者に基づいた団体を選定する審査会の市民委員を募集します。

▼対象▶5月25日現在、20歳以上で市内に引き続き3か月以上在住し、原則として平日夜間の会議に出席できる方(これまで他の審議会等へ参加したことがない方を優先)▼任期▶8月から2年間(平成28年度は8回程度の会議を予定)▼報酬▶1回1万800円▼募集人数▶3人以内(選考)▼締め切り▶5月25日(水)〔消印有効〕▼課題文▶

「厳しい行財政運営の中、公共施設に求められるサービスのあり方とは」(800字程度)

申行政経営課(市役所2階43番窓口) 内線2703 Fax(521)2953 e g-keiei@city.tachikawa.lg.jp

マイナンバーカード(個人番号カード)を申請された方へ

マイナンバーカードの申請が集中し、交付までに時間がかかり、ご迷惑をおかけしています。3月末現在、昨年12月中旬までに申請いただいた方の交付が始まっています。交付が可能になった方には、交付通知書を送付します。届きましたら同封のお知らせに記載の問い合わせ先まで予約の上、お受け取りください。

問市民課・内線1360

「災害時における支援協力に関する協定」を締結

市は、災害時における活動場所確保の一環として、ららぽーと立川立飛を管理する三井不動産株式会社と「災害時における支援協力に関する協定」を結びました。

この協定は市内において災害が発生した際、市の要請に応じて、協定の相手先が管理する駐車場の一部を援助物資の一時集積場所等として提供するというものです。

なお、災害に備え、各家庭でも食糧や水、防災用品などの準備を心がけましょう。

問防災課・内線2531

児童関係の各種手当等 該当する方は申請を

市や国、都は児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費の助成などを次の表の通り行っています。現在これらの手当等を受けていない方が新たに手当等を受けるには申請が必要です。該当する方で、まだ申請していない方は子育て推進課(市役所1階21番窓口)で申請してください。また、これらの手当等を受けている方には更新月に現況届のご案内を送りますので、お忘れなくご提出ください。

なお、乳幼児医療費助成以外は所得制限があります。

問子育て推進課・内線1344

対象者・支給要件と手当月額(平成28年4月1日現在)	
就学前児童	㊶乳幼児医療費助成 市内に住む就学前の乳幼児を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分
小1～中3	㊷義務教育就学児医療費助成 市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部
中学校修了前	児童手当 中学校修了前の児童を養育する方に支給。 【手当月額】▶3歳未満=15,000円 ▶3歳以上小学校修了前 第1子・第2子=10,000円 第3子以降=15,000円 ▶中学生=10,000円 ▶所得制限以上の世帯の児童=5,000円 ※生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。

障害のある児童のいる家庭	特別児童扶養手当 20歳未満で、身体障害者手帳1級～3級程度、愛の手帳1度・2度程度(3度の場合は診断書により判定)の児童、長期間安定を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を監護している方に支給(施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く)。 【手当月額】▶1級=51,500円 ▶2級=34,300円
	児童育成手当(障害手当) 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者に支給▶身体障害者手帳1級・2級▶愛の手帳1度～3度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症 【手当月額】15,500円
	児童扶養手当 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母、養育者に、その児童が18歳になる年度末まで(中度以上の障害がある児童は20歳になるまで)支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(障害基礎年金1級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】▶全額支給=42,330円 ▶一部支給=9,990円～42,320円(加算分) 2人目5,000円・3人目以降3,000円 ※公的年金受給の場合は、年金の月額分が差し引かれます。
	児童育成手当 次のいずれかに該当する児童を扶養している保護者に、その児童が18歳になる年度末まで支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(身体障害者手帳1級・2級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】13,500円
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費助成 対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。対象者は健康保険に加入していることが必要。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部